別記様式第十一（第５条第２項関係）（表面） ［略］ 国家公務員退職手当法　第17条第４項 第17条第５項　の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に　(1)　に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から６か月以内に　(2)　を被告として（被告を代表する者は　(3)　）提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から６か月以内であっても、この処分の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から６か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から６か月以内であっても、その裁決の日から１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。 ［略］ ［裏面　略］	別記様式第十一（第５条第２項関係）（表面） ［同左］ 国家公務員退職手当法　第17条第４項 第17条第５項　の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　(1)　に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　(2)　を被告として（被告を代表する者は　(3)　）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。 ［同左］ ［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この内閣官房令は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

２　この内閣官房令の施行前に通知したこの内閣官房令による改正前の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令別記様式第一から別記様式第十一までの様式による書面は、この内閣官房令による改正後の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令別記様式第一から別記様式第十一までの様式による書面とみなす。